

わわたらい

選挙
特集号

投票日は **6月22日(日)**です

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 参議院議員通常選挙

★投票時間 午前7時から
午後6時まで

選挙人名簿登録者数

(昭和55年 5月28日現在)

字 名	男	女	計
注 連 指	135 ^人	147 ^人	282 ^人
田 口	137	135	272
麻 加 江	102	117	219
坂 井	62	63	125
長 原	141	154	295
立 花	69	82	151
立 龍 川	33	37	70
大 久 保	73	75	148
平 生	112	134	246
牧 戸 橋	133	132	265
棚 橋	335	373	708
大 野 木	262	286	548
葛 原	109	104	213
下 久 具	93	100	193
上 久 具	97	96	193
田 間	37	36	73
当 津	30	37	67
茶 屋 広	25	26	51
川 口	92	104	196
栗 原	68	76	144
中 之 郷	64	70	134
日 向	60	66	126
五ヶ町	28	29	57
小 川	65	69	134
火 打 石	35	30	65
駒ヶ野	51	48	99
小 萩	46	54	100
柳	56	61	117
市 場	44	53	97
脇 出	95	105	200
和 井 野	116	126	242
南 中 村	193	196	389
川 上	38	37	75
合 計	3,132	3,352	6,484

第十二回参議院議員通常選挙は五月三十日に、また、第三十六回衆議院議員総選挙は六月二日にそれぞれ公示され、両選挙とも六月二十二日(日)に投票が行われます。

この選挙は、私たちの日常生活に直接影響する大切な選挙であると同時に、八〇年代に向かって、国内的にも、国際的にも難問をかかえているわが国の将来の方向を決める重要な選挙でもあります。この機会に有権者一人ひとりが政治の担い手であることを十分認識し、責任ある一票を投じたいものです。

この選挙で

投票できる人

選挙で投票できる人は、選挙人名簿に登録されていることが必要で、原則として満二十歳以上の日本人であれば選挙権があります。

選挙人名簿は、住民基本台帳をもとに作成されており、すが、この選挙で投票できる人は、満二十歳以上の人で、本町に三ヶ月以上住所を有する人です。したがって、昭和三十五年六月二十三日以前に

この選挙で

投票できない人

昭和五十五年二月二十九日以降に本町に転入された人は、今回の選挙人名簿(基準日五月二十八日調整)に登録されませんから投票できません。

＝ 開 票 ＝

6月23日(月)午前8時から
度会町中央公民館で行います。

一票が築く

明るい国づくり

衆議院議員総選挙等の

投票所

投票区名	投票所名	投票区域
第1投票区	注連指公民館	注連指
第2 "	麻加江生活改善センター	田口、麻加江、坂井、長原、立花
第3 "	大久保会所	鮎川、立岡、大久保、平生、茶屋広
第4 "	上久具公民館	下久具、上久具、田間、当津
第5 "	町民体育館	牧戸、棚橋、川口、大野木、葛原
第6 "	中之郷生活改善センター	栗原、中之郷、日向
第7 "	耕雲寺	五ヶ町、小川、火打石、駒ヶ野、小萩
第8 "	一之瀬小学校講堂	柳、市場、脇出、和井野
第9 "	南中村保育所	南中村、川上

**不在者投票は
六月二十一日までに**

選挙の当日(六月二十一日)次のいずれかの理由で、自ら投票所に行き投票できない人は、不在者投票ができます。

- ▼選挙人がその属する投票区の区域外において職務又は業務に従事中等するとき。
- ▼選挙人がやむを得ない用務又は事故のため、その属する投票区の区域外に旅行中又は滞在中であるとき。
- ▼選挙人が疾病、負傷、妊娠等で病院又は施設(三重県選挙管理委員会が指定する病院等)へ入院又は入所中であるとき。

不在者投票の期間は、参議院議員選挙は五月三十日から、

衆議院議員選挙は六月二日から、最高裁判所裁判官国民審査は六月十二日から、それぞれ、六月二十一日(選挙の前日)までの間で毎日午前八時三十分から午後五時まで選挙管理委員会(役場)で受け付けておられますから、印鑑及び入場券を持参の上お越しください。

なお、選挙人で身体に重度の障害がある方は、在宅投票が郵便によってできますが、手続きが複雑ですから選挙管理委員会へお問い合わせください。

**代理投票も
できます**

身体障害や文盲などにより、自ら候補者の氏名を記す

**投票所は
九投票所**

投票所は、別表の九投票所です。なお、昨行われた町議会議員選挙の時と、投票所の名称が一部変更になっていますから、十分注意してください。

**入場券は
六月十八日ごろ
お手元へ**

この選挙の投票所入場券は、六月十八日ごろ、区長さんを通じてお届けする予定です。配布された入場券は大切に保管し、選挙当日必ず持参して受けにお渡しください。

万一、投票所入場券を紛失された場合は、選挙の当日受け係に申し出ていただいたらいを発行いたします。

**投票用紙は
四種類です**

今回の選挙は、衆、参同時選挙となりましたことから、投票用紙は四種類です。

- ▼参議院議員通常選挙
- ▼参議院議員通常選挙
- ▼参議院議員通常選挙
- ▼参議院議員通常選挙

**投票用紙を
間違わないように**

投票用紙は、投票の順序に従い、それぞれの投票用紙を交付いたしますから、立候補者の氏名を間違えないように十分確認してから記入してください。

投票の順序

▶贈らない
▶求めない
▶受けとらない
「三ない運動」で
きれいな選挙を!

- ①投票所の受け付けへ入場券を提示して選挙人名簿との照合をしてもらう。
- ②次に係員から衆議院議員選挙の投票用紙と最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の交付をうけて記載所で記入し、それぞれの投票箱へ投票する。
- ③次に参議院議員地方区の投票用紙の交付をうけて、記載所で記入し地方区の投票箱へ投票する。
- ④次に参議院議員全国区の投票用紙の交付をうけて、記載所で記入し、全国区の投票箱へ投票する。

以上の順序で行われますが投票所内では、係員の指示に従って秩序ある行動を保ってください。